

道路運送車両法の一部を改正する法律案概要

1. 骨子

自動車の登録制度等について、使用済み自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止の観点から、自動車リサイクル法（仮称）の制定に合わせ、同法による自動車リサイクルシステムと関連付け、一貫した仕組みに改める。また、リコール（欠陥車の回収・修理）が確実にされるようにするためのリコールに関する命令権の創設及び報告義務違反に対する罰則の強化、最近における不正改造車の取締り強化に対する社会的要請の高まりに対応した不正改造車の撲滅のための規定の整備等所要の改正を行う。

2. 改正概要

自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止のための改正

(1) 解体に係る抹消登録等の整備

自動車リサイクル促進の観点から、永久抹消登録等については、使用済み自動車が自動車リサイクル法（仮称）の枠組みに従って適正に解体処理されたことを踏まえて行うこととともに、これらの手続が確実にされるよう自動車の使用実態の把握を適切に行う。

(2) 輸出に係る抹消登録等の整備

使用済み自動車の実態を踏まえ、これまで明記されていなかった輸出を事由とする抹消登録等の規定を整備する。

リコール制度に関する規定の見直し

自動車メーカー等によるリコール実施をより確実なものとするため以下の改正を行う。

(1) リコールに関する命令権の新設並びに報告義務違反及び届出義務違反に対する罰則の強化

(2) 自動車の後付け装置（例 チャイルドシート、タイヤ）に対するリコール制度の新設

不正改造等の禁止等

不正改造車を撲滅するため、不正改造等の行為そのものを禁止する規定を新設するとともに、不正改造車のユーザーに対する整備命令手続を強化する。

整備管理者の選任義務の緩和

自動車の技術の進歩、使用の実態の変化等を踏まえ、整備管理者を選任すべき範囲を、点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とする大型トラック、バス等に限定する。